

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

## 目次

担当課（室）

### 【告示】

○ 岡山県岡山国際交流センターの指定管理者の指定

○ 犬養木堂記念館の指定管理者の指定

○ 岡崎嘉平太記念館の指定管理者の指定

○ 岡山武道館の指定管理者の指定

○ 岡山県津山総合体育館等の指定管理者の指定

○ 岡山県美作ラグビー・サッカー場の指定管理者の指定

○ 岡山県備前テニスセンターの指定管理者の指定

○ 岡山県津山陸上競技場の指定管理者の指定

○ 知事指定薬物の指定

○ 岡山県テクノサポート岡山の指定管理者の指定

○ 岡山県立青少年農林文化センター三徳園の指定管理者の指定

○ 岡山県立森林公園の指定管理者の指定

○ 河川敷地の公用廃止

国際課

文化振興課

スポーツ振興課

〃

〃

〃

〃

医薬安全課

産業振興課

農産課

林政課

河川課

○ 岡山県牛窓ヨットハーバーの指定管理者の指定

○ 総合グラウンド等の指定管理者の指定

○ 県営住宅の指定管理者の指定

○ 決算の要領

### 【公告】

○ 平成二十九年岡山県保育士試験（前期）の実施

### 【人事委員会】

○ 一般職の任期付職員採用等に関する規則の一部を改正する規則

○ 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則  
（以上県例規集登載）

### 【選挙管理委員会】

○ 選挙権を有する者の総数の三分の一の数

○ 政治団体の名称等の公表

○ 政治団体の代表者等の異動

○ 政治団体の解散

○ 資金管理団体の名称等の公表

○ 資金管理団体の届出事項の異動

○ 平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

### 【監査公表】

港湾課

都市計画課

住宅課

会計課

子ども未来課

人事委員会

〃

選挙管理委員会

〃

〃

〃

〃

〃

<p>○ 平成二十七年年度の監査の結果の公表 【教育委員会】 ○ 特別史跡旧閑谷学校の指定管理者の指定</p>	<p>目次</p>
<p>監査事務局 教育委員会</p>	<p>担当課（室）</p>
	<p>目次</p>
	<p>担当課（室）</p>

◎岡山県告示第六百三十六号

岡山県岡山国際交流センター条例（平成七年岡山県条例第七号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区奉還町二丁目二番一号

岡山県岡山国際交流センター

二 指定管理者となる団体

岡山市北区奉還町二丁目二番一号

一般財団法人岡山県国際交流協会

代表理事 末長 範彦

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百三十七号

岡山県犬養木堂記念館条例（平成五年岡山県条例第二十八号）第十一条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区川入一〇二番地一

犬養木堂記念館

二 指定管理者となる団体

岡山市北区表町一丁目七番一五号

公益財団法人岡山県郷土文化財団

理事長 波田 善夫

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百三十八号

岡山県岡崎嘉平太記念館条例（平成十三年岡山県条例第五十号）第十一条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

加賀郡吉備中央町吉川四八六〇番地六

岡崎嘉平太記念館

二 指定管理者となる団体

岡山市北区表町一丁目七番一五号

公益財団法人岡山県郷土文化財団

理事長 波田 善夫

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百三十九号

岡山武道館条例（昭和四十五年岡山県条例第五十一号）第十三条第一項の規定により、  
指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区いずみ町二番一―八号

岡山武道館

二 指定管理者となる団体

岡山市北区いずみ町二番一―八号

公益財団法人岡山県武道振興会

理事長 内野 幸重

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十号

岡山県津山体育館条例（昭和五十一年岡山県条例第六十六号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 岡山県津山総合体育館

1 管理を行わせる施設

津山市山北六六九番地

岡山県津山総合体育館

2 指定管理者となる団体

津山市山北五二〇番地

津山市

津山市長 宮地 昭範

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二 岡山県津山東体育館

1 管理を行わせる施設

津山市林田一二〇〇番地二

岡山県津山東体育館

2 指定管理者となる団体

津山市山北五二〇番地

津山市

津山市長 宮地 昭範

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十一号

岡山県美作ラグビー・サッカー場条例（昭和六十三年岡山県条例第二十七号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

美作市入田四三六番地三

岡山県美作ラグビー・サッカー場

二 指定管理者となる団体

美作市栄町三八番地二

美作市

美作市長 萩原 誠司

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十二号

岡山県備前テニスセンター条例（平成三年岡山県条例第十二号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

備前市久々井七四七番地

岡山県備前テニスセンター

二 指定管理者となる団体

備前市東片上一二六番地

備前市

備前市長 吉村 武司

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十三号

岡山県津山陸上競技場条例（平成六年岡山県条例第十四号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

津山市志戸部二四五番地

岡山県津山陸上競技場

二 指定管理者となる団体

津山市山北五二〇番地

津山市

津山市長 宮地 昭範

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十四号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

- 1 メチルピペリジン「一」（シクロヘキシルメチル）一ハインドール三カルボキサミド」一三ーメチルブタノアート（通称名AMBーCHMICA、MMBーCHMICA）及びその塩類
- 2 二ー（四ーエトキシ三ー五ージメトキシフェニル）エタンアミン（通称名Escaline）及びその塩類
- 3 Nー（一ーフェネチルピペリジン一四ーイル）一Nーフェニルフラン一ニカルボキサミド（通称名Furanylfentanyl、FuF）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成二十八年十二月二十三日から施行する。

◎岡山県告示第六百四十五号

岡山県テクノサポート岡山条例（平成七年岡山県条例第九号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市北区芳賀五三〇一番地

岡山県テクノサポート岡山

二 指定管理者となる団体

岡山市北区芳賀五三〇一番地

公益財団法人岡山県産業振興財団

理事長 三宅 昇

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十六号

岡山県立青少年農林文化センター三徳園条例（昭和四十三年岡山県条例第十二号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

岡山市東区竹原五〇五番地

岡山県立青少年農林文化センター三徳園

二 指定管理者となる団体

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団

理事長 京 博司

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十七号

岡山県立森林公園条例（昭和五十年岡山県条例第十四号）第十一条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 管理を行わせる施設

苦田郡鏡野町羽出及び上齋原地内

岡山県立森林公園

二 指定管理者となる団体

苦田郡鏡野町上齋原四〇九番地

一般財団法人上齋原振興公社

理事長 山崎 親男

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百四十八号

河川工事の施行により、次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により公示する。

その関係図面は、岡山県土木部河川課及び岡山県備前県民局建設部東備地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 河川の名称

一級河川旭川水系こぶ川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十八年十二月二十二日

三 廃川敷地等の位置

赤磐市津崎地内

四 廃川敷地等の種類及び数量

廃川敷地五七・九六平方メートル

◎岡山県告示第六百四十九号

岡山県牛窓ヨットハーバー条例（昭和六十二年岡山県条例第二十六号）第十二条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 管理を行わせる施設

瀬戸内市牛窓町牛窓五四一四番地の七

岡山県牛窓ヨットハーバー

二 指定管理者となる団体

瀬戸内市牛窓町牛窓五四一四番地の七

一般財団法人岡山県牛窓海洋スポーツ振興会

代表理事 岡崎 彬

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百五十号

岡山県立都市公園条例（昭和四十一年岡山県条例第三十号）第二十九条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 総合グラウンド

1 管理を行わせる施設

岡山市北区いずみ町二―一他

総合グラウンド

2 指定管理者となる団体

岡山市北区内山下一丁目三番七号

一般社団法人岡山県総合協力事業団

代表理事 貝原 康郎

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二 倉敷スポーツ公園

1 管理を行わせる施設

倉敷市中庄三二五〇―一番地

倉敷スポーツ公園

2 指定管理者となる団体

倉敷市中庄三二五〇―一番地

公益財団法人倉敷スポーツ公園

理事長 古矢 博通

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百五十一号

岡山県営住宅条例（平成九年岡山県条例第三十九号）第七十一条第一項の規定により、  
指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県営住宅原尾島団地

1 管理を行わせる施設

岡山市中区原尾島二丁目

県営住宅原尾島団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二 県営住宅光ヶ丘団地

1 管理を行わせる施設

岡山市中区湊四五一番地

県営住宅光ヶ丘団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三 県営住宅東岡山団地

1 管理を行わせる施設

岡山市中区長岡

県営住宅東岡山団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

四 県営住宅西大寺団地

1 管理を行わせる施設

岡山市東区可知

県営住宅西大寺団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

五 県営住宅芳賀佐山団地

1 管理を行わせる施設

岡山市北区芳賀

県営住宅芳賀佐山団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

六 県営住宅うらやす団地

1 管理を行わせる施設

岡山市南区浦安本町九四番地の一四

県営住宅うらやす団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

七 県営住宅築港団地

1 管理を行わせる施設

玉野市築港二丁目二五番

県営住宅築港団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

八 県営住宅玉大池団地

1 管理を行わせる施設

玉野市玉原二丁目一五番

県営住宅玉大池団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

九 県営住宅玉原団地

1 管理を行わせる施設

玉野市玉原二丁目八番ほか

県営住宅玉原団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

十 県営住宅伊部団地

1 管理を行わせる施設

備前市伊部九〇番地

県営住宅伊部団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

十一 県営住宅山陽団地

1 管理を行わせる施設

赤磐市山陽

県営住宅山陽団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

十二 県営住宅泉団地（修繕業務等に限る。）

1 管理を行わせる施設

和気郡和気町泉二五〇番地

県営住宅泉団地（修繕業務等に限る。）

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

- 2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
- 3 指定の期間  
平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 十三 県営住宅泉団地（修繕業務等を除く。）
  - 1 管理を行わせる施設  
和気郡和気町泉二五〇番地
  - 2 県営住宅泉団地（修繕業務等を除く。）  
指定管理者となる団体  
和気郡和気町尺所五五五番地  
和気町  
和気町長 大森 直徳
  - 3 指定の期間  
平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 十四 県営住宅老松団地
  - 1 管理を行わせる施設  
倉敷市老松町三丁目二番  
県営住宅老松団地
  - 2 指定管理者となる団体  
東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号  
株式会社東急コミュニティー  
代表取締役 雑賀 克英
  - 3 指定の期間  
平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで
- 十五 県営住宅中庄団地
  - 1 管理を行わせる施設  
倉敷市中庄団地  
県営住宅中庄団地

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

十六 県営住宅笹沖団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市笹沖八八番地

県営住宅笹沖団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

十七 県営住宅中洲団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市安江五五〇番地の一

県営住宅中洲団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

十八 県営住宅菰池団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市菰池二丁目三番

県営住宅菰池団地

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

十九 県営住宅中山団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市児島小川一〇丁目

県営住宅中山団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二十 県営住宅長尾団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市玉島爪崎五六五番地の一

県営住宅長尾団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二十一 県営住宅富田団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市玉島八島一七九〇番地の二

県営住宅富田団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二十二 県営住宅柏島団地

1 管理を行わせる施設

倉敷市玉島柏島四三四八番地

県営住宅柏島団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二十三 県営住宅総社団地

1 管理を行わせる施設

総社市中央一丁目一九番

県営住宅総社団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二十四 県営住宅総社泉団地

1 管理を行わせる施設

総社市泉五番地の三一

県営住宅総社泉団地

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二十五 県営住宅津山団地

1 管理を行わせる施設

津山市林田一九〇九番地

県営住宅津山団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二十六 県営住宅林田団地

1 管理を行わせる施設

津山市林田一九〇八番地二

県営住宅林田団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二十七 県営住宅河辺団地

1 管理を行わせる施設

津山市河辺七二三番地

県営住宅河辺団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二十八

県営住宅高野団地

1 管理を行わせる施設

津山市高野山西四二四番地

県営住宅高野団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

二十九

県営住宅佐良山団地

1 管理を行わせる施設

津山市一方二八五番地

県営住宅佐良山団地

2 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三十

県営住宅笠岡団地

1 管理を行わせる施設

笠岡市富岡一八二番地の一

県営住宅笠岡団地

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

2 指定管理者となる団体

笠岡市中央町一番地の一

笠岡市

笠岡市長 小林 嘉文

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三十一 県営住宅井原団地

1 管理を行わせる施設

井原市井原町一四〇二番地の二

県営住宅井原団地

2 指定管理者となる団体

井原市井原町三一一番地一

井原市

井原市長 瀧本 豊文

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三十二 県営住宅勝間田団地

1 管理を行わせる施設

勝田郡勝央町勝間田三二番地三

県営住宅勝間田団地

2 指定管理者となる団体

勝田郡勝央町勝間田二〇一番地

勝央町

勝央町長 水嶋 淳治

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

三十三 県営住宅吉備高原団地

1 管理を行わせる施設

加賀郡吉備中央町上野二四七〇番地四

県営住宅吉備高原団地

平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

2 指定管理者となる団体

加賀郡吉備中央町豊野一番地二

吉備中央町

吉備中央町長 山本 雅則

3 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで

◎岡山県告示第六百五十二号

平成二十八年十二月二十日に岡山県議会定例会で議決を経た決算の要領は、次のとおりである。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 一般会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 県 税		239,706,571,795
	1 県 民 税	77,196,973,587
	2 事 業 税	41,707,296,928
	3 地 方 消 費 税	68,251,044,800
	4 不 動 産 取 得 税	4,131,632,872
	5 県 た ば こ 税	2,180,968,638
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	765,582,249
	7 自 動 車 取 得 税	1,974,366,300
	8 軽 油 引 取 税	17,519,987,977
	9 自 動 車 税	25,510,654,514
	10 鉱 区 税	10,959,500
	11 狩 猟 税	22,457,300
	12 産 業 廃 棄 物 処 理 税	434,647,130
	13 旧 法 に よ る 税	0
2 地 方 消 費 税 金 清 算 金	1 地 方 消 費 税 清 算 金	72,646,198,727
3 地 方 譲 与 税		34,218,187,123
	1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	31,063,911,000
	2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,915,480,000
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	149,729,000
	4 地 方 道 路 譲 与 税	123
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	89,067,000
4 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	747,340,000
5 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	167,036,538,000
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	563,979,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	4,385,382,630
8 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 用 料	8,881,111,782
	2 手 数 料	5,877,385,470
		3,003,726,312
9 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	72,684,038,459
	2 国 庫 補 助 金	36,344,962,303
	3 委 託 金	34,628,971,286
		1,710,104,870
10 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	2,745,291,223
	2 財 産 売 払 収 入	937,208,237
		1,808,082,986
11 寄 附 金	1 寄 附 金	78,709,871
12 繰 入 金		78,709,871
		29,113,137,303

	1 特別会計繰入金	927,999,604
	2 基金繰入金	28,185,137,699
13 諸収入		10,998,359,939
	1 延滞金, 加算金及び過料等	384,061,975
	2 県預金利子	131,160,642
	3 貸付金元利収入	827,622,304
	4 受託事業収入	931,398,839
	5 収益事業収入	3,454,718,718
	6 利子割精算金収入	36,075,544
	7 雑収入	5,233,321,917
14 県債		87,550,800,000
	1 県債	87,550,800,000
15 繰越金		6,203,014,581
	1 繰越金	6,203,014,581
歳入合計		737,558,660,433
歳出		
款	項	決算額
1 議会費	1 議会費	1,459,315,104
2 総務費		49,668,998,889
	1 総務管理費	25,555,872,481
	2 企画費	4,523,354,146
	3 地方振興費	2,967,437,982
	4 徴税費	7,434,526,793
	5 市町村振興費	1,210,992,400
	6 選挙費	431,468,028
	7 統計調査費	1,057,465,560
	8 県民生活費	1,394,064,072
	9 防災費	1,635,231,255
	10 環境費	3,172,570,485
	11 人事委員会費	113,834,941
	12 監査委員費	172,180,746
3 民生費		101,071,076,134
	1 社会福祉費	83,074,248,186
	2 児童福祉費	16,734,657,426
	3 生活保護費	1,257,024,517
	4 災害救助費	5,146,005
4 衛生費		19,161,916,041
	1 公衆衛生費	6,726,406,947
	2 環境衛生費	1,382,880,557
	3 保健所費	1,953,637,219
	4 医薬費	9,098,991,318
5 労働費		1,749,586,347
	1 労働政費	736,531,052
	2 職業訓練費	911,897,423

	3 労働委員会費	101,157,872
6 農林水産業費		50,135,099,487
	1 農業費	9,845,197,411
	2 畜産業費	3,098,287,083
	3 農地業費	10,851,924,705
	4 林業費	25,073,047,452
	5 水産業費	1,266,642,836
7 商工費		8,094,720,904
	1 商業費	708,273,950
	2 工鉱業費	6,723,430,144
	3 観光費	663,016,810
8 土木費		59,250,223,766
	1 土木管理費	6,856,678,492
	2 道路橋りょう費	29,794,629,157
	3 河川海岸費	11,015,306,538
	4 港湾費	7,144,186,812
	5 都市計画費	2,637,749,183
	6 住宅費	1,801,673,584
9 警察費		44,885,198,151
	1 警察管理費	43,978,428,077
	2 警察活動費	906,770,074
10 教育費		177,668,304,443
	1 教育総務費	29,221,918,044
	2 小學校費	57,875,301,681
	3 中學校費	33,587,183,644
	4 高等学校費	38,351,579,348
	5 特別支援学校費	13,195,651,853
	6 大学費	2,112,027,335
	7 社会教育費	2,200,897,689
	8 保健体育費	1,123,744,849
11 災害復旧費		379,465,557
	1 農林水産施設災害復旧費	131,523,277
	2 土木施設災害復旧費	247,942,280
12 公債費		101,983,314,938
	1 公債費	101,983,314,938
13 諸支出金		116,614,093,241
	1 地方消費税清算金	68,994,718,727
	2 利子割交付金	591,038,000
	3 配当割交付金	1,778,025,000
	4 株式等譲渡所得割交付金	1,622,035,000
	5 地方消費税交付金	36,835,791,000
	6 ゴルフ場利用税交付金	527,366,993
	7 自動車取得税交付金	1,358,423,367
	8 軽油引取税交付金	4,790,252,589
	9 利子割精算金	12,541,565
	10 産業廃棄物処理税交付金	103,901,000
14 予備費		0
	1 予備費	0
歳出合計		732,121,313,002

歳入歳出差引残額	5,437,347,431	円
うち基金繰入額	—	円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	4,120,000 4,120,000
2 繰 越 金	1 繰 越 金	89,944,277 89,944,277
3 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	67,111,423 85,623 64,453,594 2,572,206
歳 入 合 計		161,175,700
歳 出		
款	項	決 算 額
1 民 生 費	1 児 童 福 祉 費	63,706,400 63,706,400
歳 出 合 計		63,706,400
歳入歳出差引残額		97,469,300 円
うち基金繰入額		— 円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県営食肉地方卸売市場特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	71,451,552 71,451,552
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	0 0
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,215,106,269 1,215,106,269
4 繰 越 金	1 繰 越 金	476,796 476,796
5 諸 収 入	1 雑 入	27,168,840 27,168,840
6 県 債	1 県 債	39,800,000 39,800,000
歳 入 合 計		1,354,003,457
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 畜 産 業 費 2 公 債 費	1,351,293,976 682,268,707 669,025,269
歳 出 合 計		1,351,293,976
歳入歳出差引残額		2,709,481 円
うち基金繰入額		— 円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県造林事業等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	19,008,020 19,008,020
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	16,819,495,837 16,819,495,837
3 繰 越 金	1 繰 越 金	15,110,777 15,110,777
4 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 収 入	57,523,664,872 57,519,000,000 4,664,872
歳 入 合 計		74,377,279,506
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 林 業 費 2 公 債 費	74,364,365,577 74,284,789,664 79,575,913
歳 出 合 計		74,364,365,577
歳入歳出差引残額		12,913,929 円
うち基金繰入額		— 円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県林業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
2 繰越金	1 繰越金	230,620,823
		230,620,823
3 諸収入	1 貸付金元利収入	501,731,537
	2 雑収入	501,379,484
		352,053
4 県債	1 県債	243,500,000
		243,500,000
歳入合計		975,852,360
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農林水産業費	1 林業費	740,417,961
		740,417,961
歳出合計		740,417,961
歳入歳出差引残額		235,434,399 円
うち基金繰入額		— 円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	664,864 664,864
2 繰 越 金	1 繰 越 金	180,012,716 180,012,716
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入 2 雑 収 入	52,219,934 52,029,000 190,934
歳 入 合 計		232,897,514
歳 出		
款	項	決 算 額
1 農 林 水 産 業 費	1 水 産 業 費	36,234,544 36,234,544
歳 出 合 計		36,234,544
歳入歳出差引残額		196,662,970 円
うち基金繰入額		— 円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県中小企業支援資金貸付金特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 越 金	1 繰 越 金	2,541,314,757 2,541,314,757
2 諸 収 入	1 県 預 金 利 子 2 貸 付 金 元 利 収 入 3 雑 入	848,432,579 2,391,289 845,241,290 800,000
3 県 債	1 県 債	1,159,249,000 1,159,249,000
歳 入 合 計		4,548,996,336
歳 出		
款	項	決 算 額
1 商 工 費	1 商 工 費	2,257,012,677 2,257,012,677
歳 出 合 計		2,257,012,677
歳入歳出差引残額		2,291,983,659 円
うち基金繰入額		— 円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県内陸工業団地及び流通業務団地造成事業特別会計歳入歳出決算書  
(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	311,369,738 300,805,630 10,564,108
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	968,255,000 968,255,000
3 繰 越 金	1 繰 越 金	1,864,894 1,864,894
4 県 債	1 県 債	385,000,000 385,000,000
5 諸 収 入	1 雑 入	6,253,378 6,253,378
歳 入 合 計		1,672,743,010
歳 出		
款	項	決 算 額
1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費	1 内 陸 ・ 流 通 団 地 造 成 事 業 費 2 公 債 費	1,670,602,993 429,241,935 1,241,361,058
歳 出 合 計		1,670,602,993
歳入歳出差引残額		2,140,017 円
うち基金繰入額		— 円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県公共用地等取得事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入 2 財 産 運 用 収 入	26,258,912 26,252,600 6,312
2 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 土 地 開 発 基 金 繰 入 金	929,126,928 928,357,784 769,144
3 諸 収 入	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,000,000 1,000,000
4 県 債	1 県 債	41,000,000 41,000,000
5 繰 越 金	1 繰 越 金	720,280,664 720,280,664
歳 入 合 計		1,717,666,504
歳 出		
款	項	決 算 額
1 道路等用地取得費	1 道路等用地取得費	733,038,014 733,038,014
2 公共用地等取得費	1 公共用地等取得費	86,762,496 86,762,496
3 吉備高原都市建設用地取得費	1 吉備高原都市建設用地取得費 2 公 債	188,304,779 139,199,205 49,105,574
歳 出 合 計		1,008,105,289
歳入歳出差引残額		709,561,215 円
うち基金繰入額		— 円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県後楽園特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	269,789,848 269,789,848
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	136,065 136,065
4 繰 越 金	1 繰 越 金	5,335,000 5,335,000
5 諸 収 入	1 雑 入	6,634,880 6,634,880
歳 入 合 計		281,895,793
歳 出		
款	項	決 算 額
1 後 楽 園 費	1 後 楽 園 費	246,097,649 246,097,649
歳 出 合 計		246,097,649
歳入歳出差引残額		35,798,144 円
うち基金繰入額		— 円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 使用料及び手数料	1 使 用 料	317,673,687 317,673,687
2 国庫支出金	1 国庫補助金	2,088,000 2,088,000
3 財産収入	1 財産売却収入 2 財産運用収入	2,588,560,582 2,348,766,157 239,794,425
4 繰入金	1 一般会計繰入金	1,930,304,581 1,930,304,581
5 諸収入	1 雑 入	131,334,770 131,334,770
6 県 債	1 県 債	1,541,000,000 1,541,000,000
7 繰越金	1 繰越金	53,431,336 53,431,336
歳 入 合 計		6,564,392,956
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土木費	1 港 湾 費 2 臨海土地造成費 3 公 債 費	4,246,209,269 251,006,393 677,265,666 3,317,937,210
歳 出 合 計		4,246,209,269
歳入歳出差引残額	2,318,183,687	円
うち基金繰入額	—	円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県流域下水道事業特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 分担金及び負担金	1 負 担 金	2,718,144,478 2,718,144,478
2 国庫支出金	1 国 庫 補 助 金	430,514,000 430,514,000
3 繰入金	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,129,371,000 1,129,371,000
4 繰越金	1 繰 越 金	4,982,181,616 4,982,181,616
5 諸収入	1 雑 入	1,696,320 1,696,320
6 県債	1 県 債	109,100,000 109,100,000
7 財産収入	1 財 産 売 払 収 入	424,880 424,880
歳 入 合 計		9,371,432,294
歳 出		
款	項	決 算 額
1 土木費	1 流 域 下 水 道 費 2 公 債 費	4,240,825,015 3,393,902,230 846,922,785
歳 出 合 計		4,240,825,015
歳入歳出差引残額		5,130,607,279 円
うち基金繰入額		— 円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県収入証紙等特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 証 紙 収 入	1 証 紙 収 入	3,023,440,235
		3,023,440,235
2 証紙代金収納 計器収入	1 証紙代金収納計器収入	2,880,323,700
		2,880,323,700
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	90,848,605
		90,848,605
4 繰 越 金	1 繰 越 金	239,595,093
		239,595,093
歳 入 合 計		6,234,207,633
歳 出		
款	項	決 算 額
1 証 紙 費	1 証 紙 管 理 費	3,152,220,692
		3,152,220,692
2 証紙代金収納 計器費	1 証紙代金収納計器管理費	2,904,381,323
		2,904,381,323
歳 出 合 計		6,056,602,015
歳入歳出差引残額	177,605,618	円
うち基金繰入額	—	円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県用品調達特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 用 品 収 入	1 用 品 収 入	174,356,406 174,356,406
2 財 産 収 入	1 財 産 売 払 収 入	4,281,529 4,281,529
4 繰 越 金	1 繰 越 金	16,553,489 16,553,489
歳 入 合 計		195,191,424
歳 出		
款	項	決 算 額
1 用 品 調 達 費	1 調 達 費	180,038,180 180,038,180
歳 出 合 計		180,038,180
歳入歳出差引残額		15,153,244 円
うち基金繰入額		— 円

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

平成27年度 岡山県公債管理特別会計歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		
款	項	決 算 額
1 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 特 別 会 計 繰 入 金	108,678,422,659 101,842,281,485 6,836,141,174
2 県 債	1 県 債	76,886,000,000 76,886,000,000
歳 入 合 計		185,564,422,659
歳 出		
款	項	決 算 額
1 公 債 費	1 公 債 費	185,564,422,659 185,564,422,659
歳 出 合 計		185,564,422,659
歳入歳出差引残額		0 円
うち基金繰入額		— 円

〔五三三〕児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の八第二項の規定により、平成二十九年岡山県保育士試験（前期）を次のとおり実施する。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日程及び場所

試験は、筆記試験及び実技試験とし、実技試験は、筆記試験の全科目合格者について行う。

1 筆記試験

- (1) 試験日 平成二十九年四月二十二日（土曜日）及び同月二十三日（日曜日）
- (2) 場所 別途受験者に通知する。

2 実技試験

- (1) 試験日 平成二十九年七月二日（日曜日）
- (2) 場所 別途受験者に通知する。

二 試験の免除

1 幼稚園教諭免許状を有する者

申請により筆記試験の一部及び実技試験の全部を免除する。

2 幼稚園教諭免許状を有する者であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するもの

申請により筆記試験の全部及び実技試験の全部を免除する。

三 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者、同条の高等専門学校を卒業した者その他これらに準ずる者として厚生労働大臣の定めるもの

- 2 学校教育法第一条の高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。5において同じ。）又は文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設（児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。3において同じ。）において、二年以上児童の保護に従事したものの

- 3 児童福祉施設において、五年以上児童の保護に従事した者
  - 4 厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当な資格を有すると認めたる者
  - 5 平成三年三月三十一日までに学校教育法第一条の高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者
  - 6 平成八年三月三十一日までに学校教育法第一条の高等学校の保育科を卒業した者
- 四 受験申請書の配布
- 1 郵送で請求する場合  
受験申請書の送付先を明記した返信用封筒（角形二号（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封して、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（〒一七一一八五三六 東京都豊島区高田三丁目一九番一〇号）宛て、「手引き請求」と朱書きし、郵送で請求すること。
  - 2 インターネットで請求する場合  
一般社団法人全国保育士養成協議会のホームページの手引き請求フォームから、平成二十八年十二月二十一日（水曜日）午前十時から平成二十九年一月二十三日（月曜日）までに請求すること。
  - 五 受験申請書の受付期間  
平成二十九年一月五日（木曜日）から同月三十一日（火曜日）まで（同日付けの消印があるものまで有効とする。）
  - 六 受験申請書の提出先  
一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター宛て簡易書留で郵送すること。
  - 七 受験手数料  
一万二千七百円（二二の場合、二千四百円）（別途郵送料が必要となる。）を受験申請書に同封されている払込用紙を使用して郵便局にて納付し、その受領証を受験申請書の指定位置に貼付して提出すること。
  - 八 保育士試験の問い合わせ先  
一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話〇一二〇一四一九四一八二）

◎岡山県人事委員会規則第二十八号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成十五年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第七条第二項及び第四項並びに」を「第七条第四項及び」に改める。

第二条を削る。

第三条中「特定任期付職員」の下に「（同条第一項に規定する特定任期付職員をいう。次条において同じ。）」を加え、同条を第二条とし、第四条を第三条とし、第五条を第四条とする。

第六条中「平成十五年岡山県人事委員会規則第十五号」を「平成十五年岡山県人事委員会規則第十六号」に、「第五条」を「第四条」に改め、同条を第五条とし、第七条を第六条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第二十九号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県人事委員会委員長 森 義 郎

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成十五年岡山県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第三項及び第五項」を「第五条第六項」に、「まで並びに」を「まで及び」に改める。

第四条を削る。

第五条中「第五条第五項」を「第五条第六項」に、「又は第四項」を「から第五項まで」に改め、同条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条第一項中「の裁量による」を「（条例第四条に規定する第一号任期付研究員をいう。以下この条及び第九条において同じ。）の裁量による」に改め、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条から第十三条までを一条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◎岡山県選管告示第百十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する岡山海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、七八七である。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

◎岡山県選管告示第百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

一 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部

届出年月日

自由党岡山県総支部連合会

姫井 由美子

姫井 一裕

岡山市北区学南町二一五―七三

○ 平成二八・一一・二五

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称

代表者の氏名

会計責任者の氏名

主たる事務所の所在地

届出年月日

朝霧武志後援会

朝霧 稔

江美 重典

美作市国貞一四四〇

平成二八・一一・二四

えびすひとし後援会

戎 斉

田井 義明

新見市豊永宇山九六六一

〃 一一・二一

大口みちお後援会

福田 知之

大口 道夫

赤磐市松木五九八一

〃 一一・七

加藤英資後援会

渡辺 英一郎

加藤 恵

倉敷市昭和一―三―三五フローレンス倉敷昭和グラウンドアーク

〃 一一・八

一〇二号

たけのり史園後援会

藤原 忠文

武則 啓子

〃 鳥羽四五一

〃 一一・四

保田守後援会

藤田 圭右

保田 奈津子

赤磐市山陽五一二―一二

〃 一一・九

山田ゆうじ後援会

山田 雄二

延原 悟

久米郡美咲町飯岡一四三二

〃 一一・一〇

◎岡山県選管告示第百十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研吾

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党岡山県ちんた野村泰之政治団体の名称	野村 泰之	自由民主党岡山県ちんたい支部			平成二八・一〇・一七
自由民主党岡山県ちんた野村泰之政治団体の名称		自由民主党岡山県全管協ちんたい支部			平成二八・一〇・一七

民進党岡山県第3区総支部	木道 義	民進党岡山県第3区総支部			一一・二二
民進党岡山県第3区総支部		民主党岡山県第3区総支部			

民進党岡山県第5区総支部	加藤 高明	主たる事務所の所在地	総社市総社一〇二三一	総社市中原七七四ジョール三〇一	一一・二九
--------------	-------	------------	------------	-----------------	-------

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
あきた安幸後援会	佐藤 寛	会計責任者の氏名	妹尾 一郎	藤原 計太	平成二八・一〇・三一
生き活き岡山	夏井 勝将	主たる事務所の所在地	岡山市北区本町六一三〇	岡山市北区昭和町四一七	一〇・二九
いばらぎ隆太後援会	杉岡 芳昭		〃	〃	〃
大森雅夫後援会	生田 量一	会計責任者の氏名	奥江 満春	久米田 真志	一一・二八
岡山県社会福祉政治連盟	筒井 恵子		福原文 徳	平松 卓雄	一一・一五
加藤高明後援会	加藤 高明	主たる事務所の所在地	総社市総社一〇二三一	総社市中原七七四ジョール三〇一	一一・二二
雅友会	生田 量一	会計責任者の氏名	奥江 満春	三木 由美子	一一・二八
クラレ労働組合よりよい大石公美子代表者の氏名	大石 公美子	代表者の氏名	大石 公美子	村中 雅浩	一一・一
地域社会を作る会				渡辺 祥一	

幸福実現党岡山県参議院 選挙区支部	田部 雄 治	国会議員関係政治団体の 区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会 議員関係政治団体	
住民こそ主人公・県民の 会	花 田 雅 行	主たる事務所の所在地	岡山市北区西島田町四―二五	岡山市中区小橋町二―四―三九	一〇・一七
矢野ひでのり後援会	菱 川 修 二	代表者の氏名	菱 川 修 二	内 田 光 雄	一一・一八
山本重行後援会	山 本 重 行	〃	山 本 重 行	香 山 昌 男	一一・一
隆 友 会	伊原木 隆 太	主たる事務所の所在地	岡山市北区本町六―三〇	岡山市北区昭和町四―七	一〇・二九

◎岡山県選管告示第百十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本研吾

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称

代表者の氏名

解散年月日

幸福実現党岡山県参議院選挙区支部

田部雄治

平成二八・一〇・二七

保田守後援会

保田守

〃 一一・八

◎岡山県選管告示第百十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつた。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届出をした

者（代表者）の氏名

公職の種類

資金管理団体の名称

主たる事務所の所在地

指定年月日

芦田 泰 宏

倉敷市議会議員

春 草 会

倉敷市児島下の町七一―三一

平成二八・一〇・三一

◎岡山県選管告示第百十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡本 研 吾

資金管理団体の届 出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
伊原木 隆 太	隆 友 会	主たる事務所の所在地	岡山市北区本町六一三〇	岡山市北区昭和町四一七	平成二八・一〇・二九
加藤 高明	加藤高明後援会	〃	総社市総社一〇二三一	総社市中原七七四ジョアール三〇一	〃 一・一一・二一

◎岡山県選管告示第百十八号

平成二十八年七月十日執行の参議院岡山県選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県選挙管理委員会

委員長 岡 本 研 吾

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院岡山県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 44,541,800円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	小野田紀美	所属党派	自由民主党	6月1日から 期間 第1回分 7月14日まで
出納責任者氏名	矢吹彰康			

収 入			支 出	
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	円
主たる寄附			家 屋 費	943,680
		円	選挙事務所費	502,036
自由民主党岡山県参議院選挙区第二		6,000,000	集合会場費	269,445
支部			通 信 費	232,591
			交 通 費	—
			印 刷 費	14,539
			広 告 費	2,564,600
			文 具 費	1,780,840
			食 糧 費	7,627
その他の寄附		—	休 泊 費	481,886
その他の収入		—	雑 費	124,780
今 回 計		6,000,000	今 回 計	509,924
前 回 計		—	前 回 計	—
総 計		6,000,000	総 計	6,929,912

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	336,600円
	ビラの作成	928,000円
	ポスターの作成	1,300,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	150,000円

選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	175,000円
計	3,097,568円

報告書受理年月日	平成28年7月23日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院岡山県選挙区選出議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 44,541,800円
- 報告書の要旨

候補者名	小野田紀美	所属党派	自由民主党	6月22日から 期間 第2回分 7月29日まで
出納責任者氏名	矢吹彰康			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	円
			家 屋 費	175,560
			選挙事務所費	—
			集合会場費	175,560
			通 信 費	—
			交 通 費	—
			印 刷 費	—
			広 告 費	836,222
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
その他の寄附		—	休 泊 費	—
その他の収入		—	雑 費	—
今 回 計		—	今 回 計	1,011,782
前 回 計		6,000,000	前 回 計	6,929,912
総 計		6,000,000	総 計	7,941,694

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

報告書受理年月日 平成28年8月2日 第2回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院岡山県選挙区選出議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 44,541,800円
- 報告書の要旨

候補者名	小野田紀美	所属党派	自由民主党	6月22日から 期間 第3回分 8月25日まで
出納責任者氏名	矢吹彰康			

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	—
		円	家 屋 費	—
			選挙事務所費	—
			集合会場費	—
			通 信 費	241,919
			交 通 費	—
			印 刷 費	—
			広 告 費	—
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
その他の寄附		—	休 泊 費	—
その他の収入		—	雑 費	5,275
今 回 計		—	今 回 計	247,194
前 回 計		6,000,000	前 回 計	7,941,694
総 計		6,000,000	総 計	8,188,888

報告書受理年月日 平成28年8月30日 第3回報告分

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院岡山県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 44,541,800円
- 3 報告書の要旨

候補者名	黒石健太郎	所属党派	民進党	3月31日から 期間 第1回分 7月21日まで
出納責任者氏名	森安章文			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	円
			家 屋 費	60,000
			選挙事務所費	621,324
			集会会場費	77,814
			通 信 費	543,510
			交 通 費	1,598
			印 刷 費	296,046
			広 告 費	2,323,000
			文 具 費	2,284,557
			食 糧 費	38,990
その他の寄附		—	休 泊 費	735,542
その他の収入		3,930,609	雑 費	276,794
今 回 計		3,930,609	今 回 計	13,468
前 回 計		—	前 回 計	6,651,319
総 計		3,930,609	総 計	—
				6,651,319

	項 目	金 額
支出のうち公費 負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	117,000 円
	ビラの作成	928,000 円
	ポスターの作成	1,170,000 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	164,742 円

選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,968 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	133,000 円
計	2,720,710 円

報告書受理年月日	平成28年7月25日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院岡山県選挙区選出議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 44,541,800円
- 報告書の要旨

候補者名	黒石健太郎	所属党派	民進党	4月25日から 期間 第2回分 8月24日まで
出納責任者氏名	森安章文			

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	510,000
		円	家 屋 費	—
黒石健太郎後援会		1,700,000	選挙事務所費	—
			集合会場費	—
			通 信 費	—
			交 通 費	297,000
			印 刷 費	1,282,724
			広 告 費	347,670
			文 具 費	—
			食 糧 費	—
その他の寄附		—	休 泊 費	—
その他の収入		1,069,391	雑 費	257,127
今 回 計		2,769,391	今 回 計	2,694,521
前 回 計		3,930,609	前 回 計	6,651,319
総 計		6,700,000	総 計	9,345,840

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

報告書受理年月日 平成28年8月26日 第2回報告分

## 公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院岡山県選挙区選出議員選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 44,541,800円
- 報告書の要旨

候補者名 氏名	田部雄治	所属党派	幸福実現党	4月11日から 第1回分 7月13日まで
出納責任者氏名	田部雄治			

収 入			支 出	
主たる寄附				円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	—
		円	家屋費	972,000
幸福実現党岡山県本部		4,318,600	選挙事務所費	972,000
積量子後援会		1,000,000	集合会場費	—
幸福実現党倉敷中央後援会		48,600	通信費	1,188
石原 宏明	会社役員	1,500,000	交通費	—
戸板 富久子	医師	1,000,000	印刷費	2,484,000
湯浅 健	会社役員	500,000	広告費	1,387,784
			文具費	—
			食糧費	—
その他の寄附	1件	9,031	休泊費	14,940
その他の収入		227,000	雑費	54,456
今回計		8,603,231	今回計	4,914,368
前回計		—	前回計	—
総計		8,603,231	総計	4,914,368

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	—円

支出のうち公費 負担相当額	ビラの作成	－円
	ポスターの作成	－円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	－円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	－円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	－円
	計	－円

報告書受理年月日	平成28年7月24日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成28年7月10日執行参議院岡山県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額  
(法定選挙運動費用額) 44,541,800円
- 3 報告書の要旨

候補者名	田部雄治	所属党派	幸福実現党	6月20日から 期間 第2回分 8月22日まで
出納責任者氏名	田部雄治			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	円
			家 屋 費	－
			選挙事務所費	－
			集合会場費	－
			通 信 費	48,600
			交 通 費	－
			印 刷 費	－
			広 告 費	－
			文 具 費	－
			食 糧 費	－
その他の寄附	－	－	休 泊 費	－
その他の収入	－	－	雑 費	31,651
今 回 計	－	－	今 回 計	80,251

# 平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

前回計	8,603,231	前回計	4,914,368
総計	8,603,231	総計	4,994,619

報告書受理年月日	平成28年9月23日	第2回報告分
----------	------------	--------

◎岡山県監査公表第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第四項の規定により実施した平成二十七年年度分の監査の結果に関する報告を、同条第九項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県監査委員	小 倉 弘 行
岡山県監査委員	渡 辺 吉 幸
岡山県監査委員	與 田 統 充
岡山県監査委員	佐 藤 由 美 子

1 監査の概要

(1) 監査の対象年度 平成27年度

(2) 監査対象機関 136機関（前年度から2機関減）

（内 訳）

知事部局	34機関
諸局・企業局	5機関
教育委員会	74機関（前年度から2機関減）
公安委員会	23機関

(3) 監査実施機関 監査対象136機関のすべてについて監査を実施した。

(4) 監査実施方法

① 事前調査

監査実施機関のすべてについて、監査事務局職員があらかじめ各機関に出向き、関係諸帳簿及び証拠書類を確認・照合するとともに、当該機関の職員から説明を聴取して調査にまとめ、監査委員へ提出した。

② 監査委員監査

ア 実地監査

監査委員が、監査実施機関に出向き、①の調査の内容を踏まえて、当該機関の職員から説明を聴取するとともに、当該機関から提出された監査資料等及び監査調書に基づいて監査を行った。

監査実施機関	監査年月日	指摘事項
--------	-------	------

平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

知事直轄・総合政策局・総務部 局	知事直轄・総合政策局・総務部	平成28年10月25日	無	
	消防学校	平成28年8月29日	無	
		東京事務所	平成28年8月8日	無
		県立記録資料館	平成28年8月9日	無
	県民生活部	平成28年10月21日	有	
		岡南飛行場管理事務所	平成28年8月26日	無
		岡山空港管理事務所	平成28年8月23日	無
		消費生活センター	平成28年8月9日	無
		男女共同参画推進センター	平成28年8月9日	無
		環境文化部	平成28年10月19日	無
	環境保健センター	平成28年8月10日	無	
		県立美術館	平成28年7月29日	無
		保健福祉部	平成28年10月28日	有
	福祉相談センター (中央児童相談所を含む。)	平成28年8月9日	有	

	倉敷児童相談所	平成28年7月29日	有
	津山児童相談所	平成28年8月1日	有
	県立成徳学校	平成28年8月10日	無
産業労働部		平成28年10月21日	有
	大阪事務所	平成28年7月27日	無
	工業技術センター	平成28年8月23日	無
	南部高等技術専門学校	平成28年7月29日	無
	北部高等技術専門学校	平成28年7月27日	無
	北部高等技術専門学校美作校	平成28年8月1日	無
農林水産部		平成28年10月28日	無
	農林水産総合センター	平成28年8月18日 ～8月19日	無
	県営食肉地方卸売市場	平成28年8月19日	無
土木部		平成28年10月19日	有
	後樂園事務所	平成28年8月19日	無
出納局		平成28年10月25日	無

平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

備前県民局 (東備地域事務所を含む。)	平成28年10月17日 ～10月18日	有	
	備中県民局 (井笠, 高梁, 新見地域事務所を含む。)	平成28年10月12日 ～10月13日	有
水島港湾事務所		有	
美作県民局 (真庭, 勝英地域事務所を含む。)	平成28年10月5日 ～10月6日	有	
諸局等 議会事務局	平成28年10月19日	無	
	企業局	平成28年7月15日	有
教育局 教育庁	平成28年10月20日	有	
	県立図書館	平成28年7月29日	無
	西大寺高等学校	平成28年7月14日	無
	瀬戸高等学校	平成28年7月7日	無
	興陽高等学校	平成28年7月28日	無
	瀬戸南高等学校	平成28年7月8日	無
	倉敷青陵高等学校	平成28年8月26日	無

平成28年12月22日 岡山県公報 第11850号

	玉島高等学校	平成28年8月8日	無
	倉敷商業高等学校	平成28年7月28日	無
	玉島商業高等学校	平成28年8月8日	無
	津山高等学校（中学校を含む。）	平成28年6月27日	無
	津山東高等学校	平成28年6月28日	無
	津山工業高等学校	平成28年6月27日	無
	津山商業高等学校	平成28年6月28日	無
	高梁城南高等学校	平成28年7月12日	無
	和気閑谷高等学校	平成28年8月29日	無
	勝間田高等学校	平成28年7月27日	無
	倉敷琴浦高等支援学校	平成28年6月29日	無
	東備支援学校	平成28年7月8日	無
	早島支援学校	平成28年7月11日	無
公	県警察本部	平成28年10月20日	有
安	岡山東警察署	平成28年7月14日	無

委員	岡山西警察署	平成28年7月12日	無
	赤磐警察署	平成28年7月7日	無
	児島警察署	平成28年6月29日	無
	水島警察署	平成28年7月11日	無

イ 書面監査

①の調査の内容を踏まえ、監査実施機関から提出された監査資料等及び監査調査に基づいて、監査委員が監査を行った。

知事 事務局	監査実施機関	監査年月日	指摘事項	
	保健福祉部	健康の森学園	平成28年7月15日	無
	諸局	人事委員会事務局	平成28年10月28日	無
		労働委員会事務局	平成28年10月28日	無
		監査事務局	平成28年10月28日	無
	教	岡山教育事務所	平成28年7月15日	無
津山教育事務所		平成28年6月20日	無	

委員	総合教育センター	平成28年7月15日	無
	生涯学習センター	平成28年7月15日	無
会	県立博物館	平成28年9月14日	無
	古代吉備文化財センター	平成28年9月14日	無
	岡山朝日高等学校	平成28年8月3日	無
	岡山操山高等学校(中学校を含む。)	平成28年9月13日	無
	岡山大安寺中等教育学校	平成28年8月3日	無
	岡山芳泉高等学校	平成28年9月14日	無
	岡山一宮高等学校	平成28年7月15日	無
	岡山城東高等学校	平成28年8月3日	無
	高松農業高等学校	平成28年7月15日	無
	岡山工業高等学校	平成28年9月14日	無
	東岡山工業高等学校	平成28年9月14日	無
	岡山東商業高等学校	平成28年7月28日	無
	岡山南高等学校	平成28年9月13日	無

岡山御津高等学校	平成28年9月14日	有
倉敷天城高等学校(中学校を含む。)	平成28年9月14日	無
倉敷南高等学校	平成28年8月3日	無
倉敷古城池高等学校	平成28年9月13日	無
倉敷中央高等学校	平成28年9月14日	無
倉敷鷺羽高等学校	平成28年7月15日	無
倉敷工業高等学校	平成28年8月8日	無
水島工業高等学校	平成28年9月13日	無
玉野高等学校	平成28年9月14日	無
玉野光南高等学校	平成28年9月14日	無
笠岡高等学校	平成28年6月20日	有
笠岡工業高等学校	平成28年9月13日	無
笠岡商業高等学校	平成28年9月14日	無
井原高等学校	平成28年9月14日	無
総社高等学校	平成28年7月15日	無

総社南高等学校	平成28年9月13日	無
高梁高等学校	平成28年9月14日	無
新見高等学校	平成28年7月15日	無
備前緑陽高等学校	平成28年8月3日	無
邑久高等学校	平成28年9月13日	無
勝山高等学校	平成28年7月15日	無
真庭高等学校	平成28年7月15日	無
林野高等学校	平成28年7月15日	無
鴨方高等学校	平成28年7月15日	無
矢掛高等学校	平成28年9月14日	無
鳥城高等学校	平成28年9月14日	無
岡山盲学校	平成28年7月15日	無
岡山豊学校	平成28年6月20日	無
岡山支援学校	平成28年7月15日	無
岡山西支援学校	平成28年7月15日	無

岡山東支援学校	平成28年9月13日	無
岡山南支援学校	平成28年7月15日	無
岡山瀬戸高等支援学校	平成28年9月14日	無
倉敷まきび支援学校	平成28年7月15日	無
西備支援学校	平成28年7月15日	無
健康の森学園支援学校	平成28年7月15日	無
誕生寺支援学校	平成28年7月15日	無
岡山中央警察署	平成28年9月14日	無
岡山南警察署	平成28年9月13日	無
岡山北警察署	平成28年9月14日	無
備前警察署	平成28年7月15日	無
瀬戸内警察署	平成28年8月3日	無
玉野警察署	平成28年7月15日	無
倉敷警察署	平成28年9月14日	無
玉島警察署	平成28年9月14日	無

笠岡警察署	平成28年8月22日	無
井原警察署	平成28年9月13日	無
総社警察署	平成28年9月14日	無
高梁警察署	平成28年7月15日	無
新見警察署	平成28年8月3日	無
真庭警察署	平成28年7月15日	無
津山警察署	平成28年9月14日	無
美作警察署	平成28年9月14日	無
美咲警察署	平成28年8月30日	無

2 監査結果

(1) 総括的事項

- ① 監査を実施した136機関のうち、16機関について延べ42件の改善を要すると認められる事案(指摘事項)があった。これは、前年度の20機関・47件に比べ、機関数、件数ともに減少している。
- ② 昨年度の指摘事項のうち収入未済額に関しては、ほとんどの項目について未収額が減少しているものの、一部の項目については未収額が増加したものもあり、また、未収額が減少した項目についても、なお多額の未収額が残っている。
- ③ 上記②を除く指摘事項に関しては、違法な支出や不適切な会計処理に該当すると認められるものはなかったが、岡山県財務規則その他の財務・会計に関する諸規程に反すると認められる事務処理があった。
- ④ 指摘事項に至らないが、書類の整備や物品の管理手続き等に問題があり、是正

すべきものと認められる事案（注意・指導事項）は、78機関・406件であり、前年度の75機関・340件に比べ、機関数、件数ともに増加している。

(2) 個別的事項（指摘事項）

○ 知事部局

① 県民生活部

ア 本庁

・雑入（生業・修学資金償還金等）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（生業・修学資金償還金等）収入未済状況

平成26年度末	79,379,977円
平成27年度末	64,297,639円
比較増減	△15,082,338円

・前年度の注意・指導事項のうち、支出の手続が適正でないものについて、本年度の監査においても、実績報告書により委託料の額を確定することとされている委託契約（概算契約）について、前金払を行っているものが認められた。

② 保健福祉部

ア 本庁

・雑入（児童扶養手当返納金等）及び母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

雑入（児童扶養手当返納金等）収入未済状況

平成26年度末	14,177,170円
---------	-------------

平成27年度末	9,840,970円
比較増減	△4,336,200円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	15,867,737円
平成27年度末	14,951,433円
比較増減	△916,304円

・南部健康づくりセンター指定管理業務委託に係る指定管理料の全額前金払において、完了確認書（検査調書）を作成していないものが認められた。

イ 福祉相談センター

・児童保護弁償金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成26年度末	11,707,320円
平成27年度末	11,190,400円
比較増減	△516,920円

ウ 倉敷児童相談所

・収入未済額について、児童保護弁償金については総額が減少しているものの、児童保護弁償金に係る延滞金については増加している。また、総額が

減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成26年度末	21,811,810円
平成27年度末	14,406,760円
比較増減	△7,405,050円

児童保護弁償金に係る延滞金収入未済状況

平成26年度末	302,100円
平成27年度末	1,336,800円
比較増減	1,034,700円

エ 津山児童相談所

- 児童保護弁償金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

児童保護弁償金収入未済状況

平成26年度末	5,652,570円
平成27年度末	7,138,320円
比較増減	1,485,750円

③ 産業労働部

ア 本庁

・中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

中小企業支援資金貸付金（高度化・近代化）収入未済状況

平成26年度末	599,335,235円
平成27年度末	565,319,547円
比較増減	△34,015,688円

④ 土木部

ア 本庁

・収入未済額について、雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）については総額が減少しているものの、土木使用料（住宅使用料）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

土木使用料（住宅使用料）収入未済状況

平成26年度末	54,064,837円
平成27年度末	54,408,397円
比較増減	343,560円

雑入（工事現場発生事故損害賠償金求償等）収入未済状況

平成26年度末	9,905,826円
平成27年度末	9,893,826円
比較増減	△12,000円

・道路交通情報収集提供業務に係る委託契約において、委託業務完了確認書が作成されていないものが認められた。

⑤ 備前県民局

ア 本局

・県税等，雑入（生活保護費返還金），母子父子寡婦福祉資金貸付金，農業改良資金貸付金及び土木使用料の収入未済額について，総額は減少しているものの，なお多額の未収額があり，さらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成26年度末	2,796,013,591円
平成27年度末	2,545,835,624円
比較増減	△250,177,967円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成26年度末	7,226,637円
平成27年度末	7,019,390円

比較増減	△207,247円
------	-----------

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	10,044,169円
平成27年度末	9,728,120円
比較増減	△316,049円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	42,437,905円
平成27年度末	36,359,655円
比較増減	△6,078,250円

土木使用料収入未済状況

平成26年度末	6,307,698円
平成27年度末	6,294,359円
比較増減	△13,339円

・前年度の注意・指導事項のうち、補助金等交付事務が適正でないものについて、本年度の監査においても、実績報告書が補助金交付要綱に定められている期限までに提出されていないものが認められた。

ア 本局

・収入未済額について、県税等、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額が減少しているものの、雑入（生活保護費返還金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

県税等収入未済状況

平成26年度末	1,792,834,701円
平成27年度末	1,523,157,181円
比較増減	△269,677,520円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成26年度末	6,745,511円
平成27年度末	7,133,527円
比較増減	388,016円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	15,615,480円
平成27年度末	10,495,584円
比較増減	△5,119,896円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	25,194,492円
平成27年度末	23,100,040円
比較増減	△2,094,452円

・平成26年度に実施した県道岡山倉敷線における修繕工事に係る工事代金について、二重払に伴い、返還手続を行っているものが認められた。

イ 高梁地域事務所

・不用品売払に係る一般競争入札において、同一業者から2通の入札書を受理したものが認められた。

ウ 新見地域事務所

・一般廃棄物収集運搬処理業務委託の契約において、予定価格を超えた金額で契約しているものが認められた。

エ 水島港湾事務所

・土木使用料の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

土木使用料収入未済状況

平成26年度末	849,003円
平成27年度末	1,268,331円
比較増減	419,328円

⑦ 美作県民局

ア 本局

・収入未済額について、雑入（シュレッダースト撤去事業費負担金等）、県税等、母子父子寡婦福祉資金貸付金及び農業改良資金貸付金については総額が減少しているものの、雑入（生活保護費返還金）については増加している。また、総額が減少した項目についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

雑入（シュレッダースト撤去事業費負担金等）収入未済状況

平成26年度末	136,530,323円
平成27年度末	136,510,323円
比較増減	△20,000円

県税等収入未済状況

平成26年度末	323,014,675円
平成27年度末	264,318,750円
比較増減	△58,695,925円

雑入（生活保護費返還金）収入未済状況

平成26年度末	3,418,978円
平成27年度末	3,449,694円
比較増減	30,716円

母子父子寡婦福祉資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	8,224,403円
平成27年度末	6,244,187円
比較増減	△1,980,216円

農業改良資金貸付金収入未済状況

平成26年度末	26,809,429円
平成27年度末	2,788,742円
比較増減	△24,020,687円

○ 諸局等

① 企業局

・収入未済額について、給水承認取消負担金については総額が減少しているものの、営業未収金（給水料金）については増加している。また、給水承認取消負担金についても、なお多額の未収額があり、併せてさらなる改善が必要である。

営業未収金（給水料金）収入未済状況

平成26年度末	22,004,746円
平成27年度末	43,689,446円
比較増減	21,684,700円

給水承認取消負担金収入未済状況

平成26年度末	2,852,100円
平成27年度末	2,543,100円
比較増減	△309,000円

○ 教育委員会

① 教育庁

・高等学校貸付奨学金、高等学校等奨学金貸付金及び大学奨学金貸付金の収入未済額について、総額は減少しているものの、なお多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

高等学校貸付奨学金収入未済状況

平成26年度末	59,842,799円
平成27年度末	57,648,409円
比較増減	△2,194,390円

高等学校等奨学金貸付金収入未済状況

平成26年度末	471,037,226円
平成27年度末	388,553,224円
比較増減	△82,484,002円

大学奨学金貸付金収入未済状況

平成26年度末	230,223,948円
平成27年度末	198,438,338円
比較増減	△31,785,610円

② 岡山御津高等学校

・一般廃棄物収集運搬業務委託の契約において、予定価格を超えた金額で契約しているものが認められた。

③ 笠岡高等学校

・バスの借り上げにおいて、540,700円で契約しているが請書を徴していないものが認められた。

○ 公安委員会

① 県警察本部

・放置違反金の収入未済額について、総額が増加し、多額の未収額があり、さらなる改善が必要である。

放置違反金収入未済状況

平成26年度末	6,337,321円
平成27年度末	6,904,921円
比較増減	567,600円

3 意見

(1) 財務事務の適正化について

財務事務の執行に当たって、依然として一部に事務処理の誤りが見受けられ、前年度に比べて、指摘事項の該当機関数及び件数は減少したものの、注意・指導事項の該当機関数及び件数は増加し、全体として、財務事務の適正な執行が徹底されていない傾向が見受けられた。

改善が見られた機関がある一方で、他の機関において新たに同様の事案が発生していること、前年度に注意・指導事項によって改善を求めたにもかかわらず、件数の増加した機関が多くあったことや、同じ誤りを繰り返していた機関があったこと、公用車による交通事故での亡失損傷が増加に転じていること等から、定期監査の結果を踏まえ、それぞれの機関における改善に向けての取組が職員に十分に浸透していない面があるとともに、全庁的な情報の共有が不十分であると考えられる。

また、事案の多くは財務事務に関する知識の不足や不注意に起因するものと認められ、内部牽制が有効に機能していないものと考えられる。

今後、監査結果の趣旨を全庁的に徹底するとともに、内部チェック機能強化や実効性のある職員研修の実施などの取組を一層充実させ、適正かつ効率的な財務事務の執行に努められたい。

(2) 収入未済の解消について

税及び税外収入に係る収入未済の解消については、債権管理体制を強化し、全庁を挙げて債権回収に取り組んだ結果、多くの部署で成果を上げているものと認められる。

しかしながら、なお多額の未収額があることから、県民負担の不公平感を払拭し、適正に財源を確保する観点から、個々の実情に応じたきめ細かな措置を適切に講じるとともに、法的手段等も活用しながら、徹底した債権管理による収入未済の早期解消に努められたい。

◎岡山県教育委員会告示第六号

岡山県青少年教育センター閑谷学校条例（昭和四十年岡山県条例第二十六号）第十四条第一項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

岡山県教育委員会

一 管理を行わせる施設

備前市閑谷七八四番地

特別史跡旧閑谷学校

二 指定管理者となる団体

備前市閑谷七八四番地

公益財団法人特別史跡旧閑谷学校顕彰保存会

理事長 森崎岩之助

三 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで